大阪市立葬祭場指定管理者募集に係る質問事項と回答

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 質問内容 | 回答 |
| １ | 【資料11「光熱水費実績について」（令和5～6年度）】ガスの利用とは異なり、空調・水道光熱費は利用分を払う形式ではなく、按分が一定の比率で決まっています。按分比率はどのように定まっていますか。ご教示ください。また、当施設での利用削減を検討したいと考えています。各月の指標を得るために、当施設のみの利用分を把握することは可能でしょうか。 | 光熱水費の支払いのうち、他の施設と料金を按分しているものは、電気料金と水道料金になりますので、按分方法を示します。（１）大阪市立阿倍野区民センター、大阪市立阿倍野図書館、葬祭場との按分使用量については、電気と水道ともに、大阪市立阿倍野区民センター、大阪市立阿倍野図書館、葬祭場それぞれに計量メーターがあり、その個別の使用量に応じて、共用部分にかかる使用量を算出したものを個別の使用量に加えています。料金については、上記で算出した使用量に応じて、大阪市立阿倍野区民センター、大阪市立阿倍野図書館、葬祭場の全体料金を按分しています。（２）葬祭場と南霊園の按分電気料金については、（１）で算出した料金を葬祭場95.4％、南霊園4.6％の割合で按分しています。水道料金については、（１）で算出した料金を葬祭場と南霊園にある計量メーターのそれぞれの使用量の比率で按分しています。葬祭場のみの利用分として把握しているものは次のとおり。　電気使用量：別添のとおり　　水道使用量：資料11のとおり |